

令和7年9月2日	資料2
第5回匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の 提供に関する専門委員会	

障害福祉DBデータを用いて研究する際の留意点（報告）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan
Children and Families Agency, Government of Japan

目次

本資料で説明する留意点は以下の通り。

- データ提供に関する留意点
- IDに関する留意点

本資料の背景

留意点を報告する背景

- 障害福祉DBデータを研究に用いる上では、間違った解釈につながる恐れのある大きな留意点から、データ項目に関する取扱上の細かい留意点まで、大小様々な留意点がある。
- 申出者に向けて公表を予定する留意点の中には、個別審査においてご留意いただきたい内容があるため、個別審査を実施する専門委員会の委員に向けて、留意点を報告することとした。
- 申出時に留意いただきたい点や、取扱上の細かい留意点については、別途、申出者に向けて情報提供を行うことを予定しており、本資料には含めていない。

データ提供に関する留意点

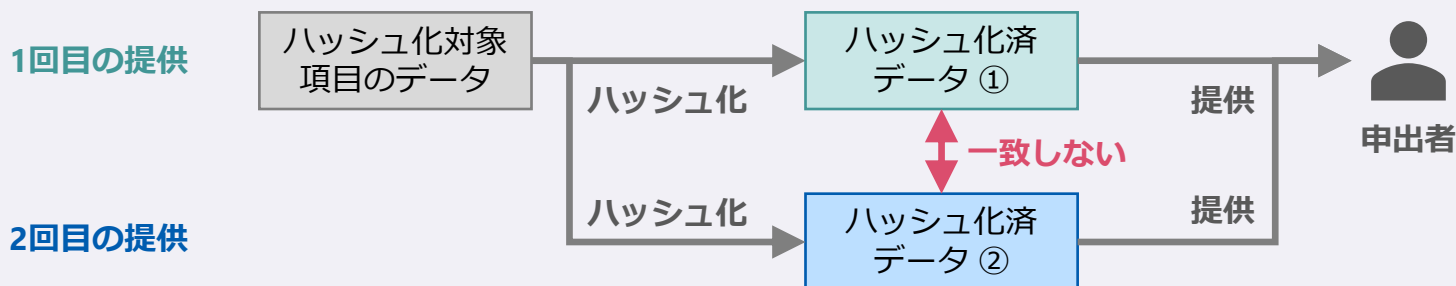
データの追加提供

- 障害福祉DBでは、個人特定を防ぐため、提供データにおける申出ごとに匿名化された項目（※）を再度同じ値で提供することができない仕組みとしている。よって、追加データを希望する場合（項目追加等による差し替えを含む）には、1回目で提供した全データを差し替える必要がある。

（※） 申出ごとにハッシュ化するデータ項目は、IDX、IDY、IDZ、ID4、ID4+、ID4+都道府県、事業所番号、都道府県番号（匿名化した場合）、市町村番号（匿名化した場合）、給付実績情報連結キーがある。

- 他の公的DBとの連結利用の場合、障害福祉DBでは追加のデータ提供を行うことができない点にご留意いただきたい。障害福祉DBにおいて、新しいデータ項目、新しい時点のデータが必要である場合には、全データの差し替えが必要であり、追加提供前のデータ（連結先のデータを含む）とは連結できない。

ハッシュ化（匿名化処理）の概要



(参考) 個人IDについて

「第1回匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」 資料2-1に一部加筆

個人ID	IDを構成する項目	主な利用方法	備考
IDX	- 証記載市区町村番号 - 匿名化後受給者証番号	障害福祉サービスのみを分析する場合に利用する。	受給者証番号は障害福祉サービスの番号のため、障害児支援の受給者証番号と連結しない（IDYとは連結しない）。
IDY	- 証記載都道府県等番号 - 匿名化後受給者証番号	障害児支援のみを分析する場合に利用する。	受給者証番号は障害児支援の番号のため、障害福祉サービスの受給者証番号とは連結しない（IDXとは連結しない）。
ID4	- カナ氏名 - 生年月日 - 性別	他の公的DB等と連結して分析する場合に利用する。	性別の入力が任意のため、全ての受給者には付与出来ていない。障害福祉DBの運用開始以降（2023年4月以降）については付与率が100%に近い。
ID4+	- カナ氏名 - 生年月日 - 証記載市町村番号（障害者）／証記載都道府県等番号（障害児）	障害福祉サービス及び 障害児支援（通所） を、受給している障害児ごとに名寄せして分析する場合に利用する。	障害者と障害児の連結精度向上のため、性別の代わりに証記載市町村（都道府県等）番号を用いて作成。 「記載都道府県等番号」の内容は、以下 通所サービスの場合：市町村番号 入所サービスの場合：都道府県番号
ID4+都道府県	- カナ氏名 - 生年月日 - 都道府県番号	障害福祉サービス及び 障害児支援（入所） を受給している障害児ごとに名寄せして分析する場合に利用する。	受給者台帳（障害者）にのみ格納。障害児入所支援サービス利用の障害児のID4+と連結するために用いる。
IDZ	- 申請者番号 - 市町村番号 - 申請日 - 主キー用補助項目	支給決定に至らなかったデータを含めて、認定状況を分析する場合に利用する。	IDX、IDYとは別の番号体系のため連結できない。

注）ID5（最古の医療保険証番号に基づくID）は、障害福祉DBには格納されていない。

出所：第1回 匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会（2024.9.18、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43662.html）

資料2-1「障害福祉DBデータについて」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001304808.pdf>）のP11に、

「ID4+都道府県」と給付実績情報連結キーを追記。備考について加筆修正。

IDに関する留意点（1/2）

ID4の入力率

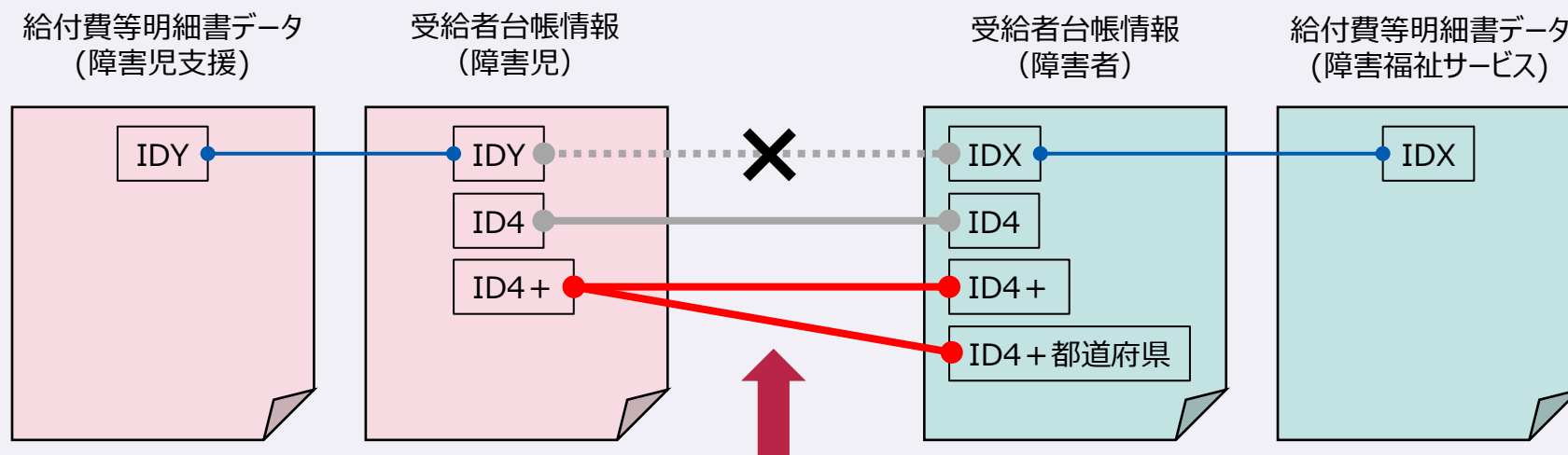
- 障害福祉DBの運用開始以降（2023年4月以降）に格納されたデータでは、ID4の入力率が100%に近い。
- 障害福祉DBの運用開始以前（2018年4月～2023年3月）に格納されたデータでは、ID4の入力率が低い。この理由は、ID4の構成要素の「性別」項目が、もともと存在せず、2023年4月の運用開始後に追加された項目であるためである。
- ID4の入力率の状況を踏まえて、2023年3月以前のデータにおいて他の公的DB等との連結解析を行う場合は、「ID4が付与されていないことで連結できない一部集団」が欠落することに留意する必要がある。
- ID4入力率の時系列推移については、今後集計を行い、第三者提供開始までに申出予定者に示す予定である。

IDに関する留意点（2/2）

「ID4+」と「ID4+都道府県」の取扱い

- 障害福祉サービスのデータと障害児支援のデータを紐付ける際は「ID4+」を用いて連結することを推奨する。その理由は、同一個人であったとしても、障害者である時の受給者証番号と障害児であった時の受給者証番号は異なるため、IDXとIDYは互いに紐づかず、またID4は全ての受給者には付与されておらず、ID4+はID4に比べてより多くの受給者に付与されているためである。
- ただし、障害児入所支援の利用においては「証記載都道府県等番号」に都道府県番号が入力されており、そのままでは、市町村番号に基づいて構成されている障害者の「ID4+」とは連結できない。連結できなかった障害児入所支援のレコードに対しては、障害福祉サービスの受給者台帳に格納している「ID4+都道府県」を用いることで連結率が向上する。

障害福祉サービスデータと障害児支援データの連結について



ID4またはID4+を用いて、障害福祉サービスのデータと障害児支援のデータを連結